

◎新潟県告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和5年1月10日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類

長岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和5年1月10日

至 令和5年1月24日

(2) 場所

ア 長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

イ 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト8階（〒940-0062）

長岡市都市整備部都市政策課

ウ 長岡市大手通1丁目4番地10（〒940-8501）

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟情報ラウンジ

エ 長岡市浦715番地（〒949-5493）

長岡市越路支所産業建設課

オ 長岡市中之島788番地（〒954-0192）

長岡市中之島支所産業建設課

カ 見附市昭和町2丁目1番1号（〒954-8686）

見附市建設課

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号、（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類）を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

長岡市、見附市の住民及び利害関係人

5 意見書の提出期限

令和5年1月24日（火）（必着のこと。）